

Title	利根川筋河岸場紛争：本庄宿外港としての一本木河岸および山王堂河岸
Sub Title	Trouble on the Tone River-side
Author	島崎, 隆夫
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1954
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.47, No.3 (1954. 3) ,p.301(103)- 312(114)
JaLC DOI	10.14991/001.19540301-0103
Abstract	
Notes	関東農村の史的研究 (第三集) = Historical studies on the villages in the Kanto District (part III) 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19540301-0103

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

年、十二年の田畑定免納辻は三百五十表（但し四斗入延口共）と記されている。弘化五年（一八四八年）並びに安政七年（一八六〇年）の宗門人別帳には菊間（本）村が長（永）田兼太郎の知行所なることが明記されているので、郷村高帳記載の四百九石三升は長田兼太郎の知行分なることが確認される。

（註七）

「市原郡誌」はこのことについて、

「この溜池は元和元年（一六一五年）中に本田が旱魃して連年收穫の減少するのを案じて之に灌漑するために、特に本田であつた土地を潰して溜池とし、この地石高三十二石五斗四升七合七勺を給水を受ける本田合反別十町一反八畝十一歩四毛の土地に振高と稱して、高石に對し玄米八升三合の比率をもつて負擔させたが明治八年地租改正の際間違えて官有地に編入され、同十五年に菊間區有の溜池になつた。」（同書、八四五頁）とのべている。

利根川筋河岸場紛争

——本庄宿外港としての一木木河岸

および山王堂河岸——

島崎 隆夫

「關東農村の史的研究」（第二集）において、われわれは、武藏國兒玉郡傍示堂村（現在埼玉縣兒玉郡藤田村傍示堂）、名主内野家の經營を中心として、徳川封建末期における一地主の形成の問題を、考察して來た。^{（註一）}傍示堂村は、中山道本庄宿の隣村であり、中山道人馬繼立、宿繼立の業務が本村にとつて宿場繁榮の根因ともなつたが、同時に、その負擔の過重は、本村及びその周邊農村荒廢の原因ともなり、ひいては、農村勞働力徴發の基底の上に形成されていたところの封建社會における交通運輸構造に多大の支障を惹起し、遂には、交通運輸構造の根本的變轉を必須ならしめた諸事情の進展を促進しつつあつた。^{（註二）}自身は地主として、酒造業を經營し、一方、宿驛業務を掌握し、他方、名主として村落支配の位置にあつた内野家は、かかる幕末における時代的推移を背景として、土地集中を一層擴大して行つたのである。^{（註三）}特に、われわれが助郷制度による農村窮乏の事實を

利根川筋河岸場紛争

考察せる際、傍示堂の隣村「牧西村」および「仁手村」の兩村が、一方傍示堂村の助郷村として、他方本庄宿の助郷村として、所謂「助郷重役」を負擔せしめられることによつて、その苦惱は極度に達し、遂に助郷重役廢止のための訴訟を起すに及んだ事件に着目し、^{（註四）}牧西村の舊本陣で、今日現在の小川家文書の探訪を試みた。未だ、當初考えた事件に關する史料を全く發見し得なかつたが、これとは別に、小川家文書中より、助郷による陸運と相まち、關東、特に利根川流域地方にとつて、封建交通構造の上に極めて重要な地位にあつた利根川水運、就中本庄宿の外港としての「一木木河岸」および「山王堂河岸」紛争に關する史料を若干見出し得た。^{（註五）}今これを中心とし、以下において、本庄宿に對する利根川「水運」の一端を考察しよう。

（註一） 拙稿「武藏國兒玉郡傍示堂村——名主内野家の經營を中心として——」『三田學會雜誌第四六卷第二號所收』

（註二） 同二八頁

（註三） 同四〇頁以下

（註四） 同三五頁註一五參照

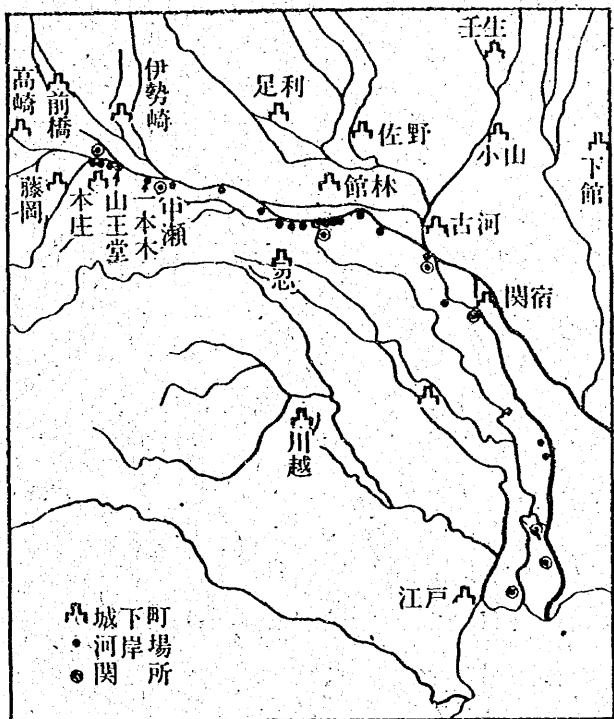
（註五） 武藏國榛澤郡牧西村（現在埼玉縣兒玉郡藤田村字牧西）在住の小川家は、徳川時代に於て名主、本陣等を勤めた有力なる舊家であつた。牧西村は本庄宿助郷村制度において非常に重要な村であつて、本村には本庄宿の「助郷會所」がおかれていた。小川家が助郷會所に、助郷總代として勤務していた關係より、同家に毎年正月二十八日、會合

が開かれ、本庄宿助郷に關する諸事の相談、決定がなされていた。寛政度以來、小川家はさらに「用元」として代々世襲がゆるされ、總代を選任するという極めて重要な地位にあつた。かゝる重要な地位と、聲望高かつた小川家は、われわれが発見した文化五年における本庄宿と河岸場との紛争、議定に關して立會保證人として、添印をしてゐる程であつた。右のごとき關係よりして、小川家文書中より、河岸場に關する諸史料が残存していたものと推定出来る。

武藏國兒王郡「本庄宿」は中山道に臨む一大宿驛であつて、寛永十四年（一六三七年）本宿が公式の人馬繼立場として指定され、市街の體裁がととのえられてより、一層急速なる發展の途上に就き、特に、寛文三年（一六六三年）從來榛澤郡榛澤村に開市せられていた定期市を、本宿に移轉せしめ、市日を定めるに及んで、商家は増加し、來往する職人は増し、商工業の發展がいちぢるしくなつて來た。^(註三)さらに、元祿七年（一六九四年）二月、本庄宿助郷村制度が確定されてより、本庄宿は親村として、近郷在住の人々の來往が特に頻繁となつた。享保七年（一七二二年）に家屋五百餘軒であつた本庄宿は、文化八年（一八一一年）には千七百二十戸、文政五年（一八二二年）には千八百八戸となり、徳川期における最盛期と思われる天保十三年（一八四

二年)には千二百九戸の多きを數えるに至つてゐる。^(註四)これよりみれば、文化、文政度には、すくなくとも千軒餘の民家が存在し、人口は四千餘人（文政五年には人別四千三百二十五人）、飯賣屋（妓樓）等も六・七十軒におよんでいたという有様で、本庄宿の繁榮の一端を察知することが出来る。

本庄宿は、かくのごとく、徳川中期以降、中山道の往來がしげくなると共に、周邊農村にたいする親村として、あるいは市場として、地位のたかまりを獲得し、その繁榮を獲得して行つたことを背景として、本庄宿に來往する商人および職人の數も増加し、彼等の中には、相當巨大なる富を蓄積した富裕な商家をも生み出しつゝあつた。本宿における商人、職人は概ね「組合」を組織し、「仲間」と唱へ、組合員を「仲間内」と稱し、仲間議定を設け、商工業に従事していた。仲間組合の中には「旅人宿仲間、酒食商人、豆腐屋仲間、青物屋（香具組合）、古鐵買仲間、研屋仲間、床屋仲間、三職組合、穀屋仲間、質屋仲間、蘭商人仲間等」の多くの種別をふくんでゐた。^(註五)かかる商人、職人仲間が本庄宿以外と物資の交流を行うために利用した交通機關をみると、近在鄉村にたいしては、馬背、人力、あるいは馬力荷車等を利用しての陸運に依つたことは勿論であるが、遠く江戸表との物資の交流や、遠隔地との交流、連絡には、主として中山道の交通網を利用する「陸運」と、利根川を利用する「水運」との二つの交通機關によつてゐた。特に、かかる交通機關の整備利用は、諸侯の江戸への年貢米、倉米の運



(新編武蔵風土記による)

一年)江戸飛脚商等、上野國より三都に通ずる定期飛脚を開き其貨残を定^(註六)め、これによつて行われた。しかし、その運搬する貨物の數量には自ら限度があつた。

陸運による江戸表との交通とは別に、利根川を利用する「水運」による物資運搬が早くより開かれてゐた。^(註七)利根川は、申すまでもなく、關八州の大動脈を形成した。江戸幕府は開府と共に、江戸川、荒川、利根川の水運に着目して、河川の浚渫、開疏に努力し、度々行われた大規模の利根川の治水工事^(註八)河川の改修は、單に治水の目的以外に、利根川を利用しての水運の利用を一層擴大するという一つの重要な目標がおかれていた。河川改修のうち、文祿三年（一五九四年）新利根川の開疏、元和七年（一六二一年）以後伊奈氏の新川道および寛永十七年（一六四〇年）あらたに關宿より江戸川を開疏した改修事業は極めて重要であつて、これによつて利根川の水運は非常な便宜を得た。

搬、地方米穀の江戸市民への供給という必要よりして發展せしめられたものである。
「陸運」による物資の運搬は、中山道其他の諸街道に施設せられていた交通組織を利用して行われていた。すなわち、本庄宿の私貨の運搬は主として、「享保三年（一七二八年）紙屋平左衛門、飛脚屋を上州高崎に始め、同十四年（一七二九年）島屋佐七、飛脚問屋を上州伊勢崎に開き、享保二十年（一七三五年）近江屋五兵衛、飛脚問屋を上州藤岡に開き、寶曆元年（一七五

利根川筋河岸場紛争

いては倉賀野河岸にまで及び、それより上流の水運は困難で、陸運によつた。

水運の發達と共に、利根川を利用しての物資の移動ははげしくなり、それにつれて、利根川沿岸には、下流より上流まで、河岸場が數多く開設され、無數の間屋がそこに發達して來た。河岸場の間屋は相互に組合を結成し、川船役所に統轄され、文化、文政度には組合の基礎も固く、利根川の上、中流より江戸川筋には利根川の南側と北側に所謂「南通し」「北通し」の二大組合が結成され、更に、關宿より上流と下流には夫々の側に組合が組織されて、嚴重なる統制が行われた。幕府はこれら組合を掌握するのみでなく、利根川を通過する街道の重要な渡河點には、「川關所」(中川關、市川關、松戸關、栗橋關、川俣關、五料關、中瀬改所)を設け、往來の旅人や荷物を検査した。

水運によつて運搬された貨物は、天領旗本領及び關東、中山道、北陸諸侯の年貢米、藏米の廻漕を第一とし、つづいて諸種の財貨があつた。江戸が消費地としての膨脹するに伴ひ、米穀、薪炭、木材等をはじめ、各種の農産物、農産加工物に至るまで需要が増大し、それに對しての供給地である廣範なる關東内陸、中山道、北陸の諸地方は、利根川の水運の便に結ばれて、非常に重要な供給地となり、廣く各地よりの産物が河岸場より津出しされた。他方、各地の村落は大體自給自足的であつたといへ、海産物たる魚貝藻や魚肥、特に鹽は生活上必需品

である關係より、江戸表を通じ、赤穂鹽、江戸齋田鹽、行徳鹽、が多量に農村に送りこまれ、其他の物資と相まつて、江戸より農村への輸送量は増大し、河岸場より農村に入りこんだ。かくて、利根川の水運の急速なるたかまりは、遂に利根川沿岸に、廻船間屋、河岸場の開設をすすめるに至つたのである。

利根川「南通し」の山王堂、一本木及び中瀬河岸等は本庄宿の急速なる發展と、大型船溯江が概ねこの附近にまで制限されて來た關係より、奥地への積替、水運より陸運への切替、とを根因として、水運の發達・河岸場の繁榮は一層いちぢるしいものとなつた。本庄宿に對して行われた揚荷、および、江戸表其他の地への積荷は、舊來より本庄宿の外港としての利根川邊の「一本木河岸」および「山王堂河岸」、深谷宿の外港としての「中瀬河岸」を通じて行われた。これらの河岸は、前述のごとく、利根川利用の大型船の積荷換地として極めて重要な地位を占めていたとともに、その背後にある宿場町、農村の生長に伴ひ、水運の中心地として、間屋其他の施設がそなはつて來た。一本木河岸は山王堂河岸と並んで本庄宿の外港であつた。一本木河岸の名は、他の諸河岸よりもずっと古くから知られ、本庄宿より上州境町、太田、足利、相生の諸町に連絡する交通路の重要な渡津であつた。中瀬河岸は深谷宿の外港であつたが、本庄宿とも密接な關係にあつた。對岸の上州平塚、徳川河岸への渡場を経て、伊勢崎、前橋を経て、三國街道へ、兩毛地方と北武藏とを連絡し、高崎、中山道への物資、川船の改番所とし

て、關所が設けられた。特に、天明年間淺間山噴火以後、漸次利根川、鳥川の河床が堆積されるに伴ひ、遂に元船の溯江終點となり、明治年間に至るまで利根川屈指の河岸場として繁榮を極めた。申すまでもなく、これら三河岸のうち、一本木・山王堂兩河岸は本庄宿の外港として特に重要であつた。

(註一) 武藏國兒玉郡本庄宿(現在埼玉縣兒玉郡本庄町)に關する研究書としては、諸井六郎著「徳川時代の武藏本庄」(明治四十五年發行)がある。其他、例へば「本庄町史」等若干發行されたものがあるが、大部分諸井氏の著書以上に出ていない。本庄宿に關する以下の論述は、主として諸井氏の著書によつてゐる。猶「武藏國兒玉郡誌」(昭和二年發行)をも参照した。

(註二) 諸井六郎「徳川時代の武藏本庄」二四頁

(註三) 同二四—二五頁

(註四) 同二五—二六頁

(註五) 同三二七頁本庄宿の商人および職人に關する調査研究は、諸井氏の前掲書においてもふれられるところ少く、斷片的なものを除いては極めて乏しい。現在においては、時代の推移と共に、商人組合を形成していた間屋の著名なものも、没落して他出し、あるいは史料の大部分を喪失している。當時の事情を物語る諸史料の若干は幸にも、徳川期の「中屋半兵衛」として繁榮を極めた間屋の後繼として、現在戸屋六三郎氏の所藏のものとして殘存している。

利根川筋河岸場紛争

商人「中屋」の文化、文政度の繁榮は非常なものであつて、巨富を蓄積し、遠く江戸、大阪、京都にまで廣く出張所を置き、廣範なる取引を行つてゐた。左に中屋の繁榮の事情を隨筆「耳袋」中に記されている記事を引用し以て、その一端を語らせたいと思う。

本庄宿鳥谷三右衛門が事

本庄宿に、中屋三右衛門といへる商人ありしが、凶年の節、宿内近村の困窮を救ひ、往還の助として、往來の道辯橋を、自分入用を以、取斗ひ、御代養笠之助申出し故、豫御勘定頭を勤て、道中方を兼帶なせし頃、安藤彈正少弼、道中奉行の節、取扱有之、伺之上、名字帶刀御免にて、御褒美被遺し者也、右三右衛門は、元來通り油町、仲屋といへる呉服店に、丁稚より勤て、重手代になりしに、右仲屋亭主、幼年に成りて身上大きに衰へ、たちゆきがたき時節ありしに、彼三右衛門、其主人に申けるは、當年は、自身上京の上、引け物許を仕入、持下り候やういたさるべしと、申教へ、主人其通りにしにけるに、下直の引物を、關東にて賣捌しに、利なきにしもあらざるうへ三右衛門自身上京して、彼間屋に申けるは、若輩の主人、直々仕入に登りしに、いかなれば、引物許を賣渡し給ふやと、むづかしく申けるに、間屋にても、主人の好みに任せ候由、答へければ、いやとよ、主人は若輩、幼年と申べき者なり、右幼若の者、假令申候へばとて、引物許附屬し給ふ事、年久數馳染の間屋には有らずと申ける故、其理に伏し、年久數取遣りなせし間屋なれ

ば、不殘損をなして、別段に代物を下しける。これによつて、大きに利徳を得、仲屋をとり直し、其身も相應のもとでを貰ひて、本庄宿へ引込、呉服其外諸品の商ひなして、今本庄宿其外近邊に、鳥谷三右衛門といひては、しらざるものなし、右の者、暖簾の印、蜀如此付しも、彼三右衛門工夫の由、如何なる譯やと、人の尋しに、中屋は家名なり、かくの如く書きぬれば、虱といへる文字になりぬ、虱はよく殖へて、盡さるものなりと、いひしと、其邊の者語りぬ。」根岸鎮衛著「耳袋」卷三

(註六) 諸井六郎前掲書二〇二頁。

(註七) 利根川の「水運」に關する研究は今日まで必ずしも少くはない。特に、河岸場の詳細なる史料を中心として、貴重なる史料と研究とを残されたのに、磯崎優「利根川の水運」(「地理學」(古今書院發行) 昭和十四年一月號—三月號(第七卷第一號—第三號) がある。以下本稿において論述されている利根川水運に關する一般的部分は主として磯崎氏の論文を参照した。

(註八) 磯崎優「利根川の水運」(「地理學」第七卷第二號九七頁

(註九) 同 「地理學」第七卷第一號二〇〇頁

(註十) 同 「地理學」第七卷第二號九〇頁以下

二

河岸場と諸侯との關係は、年貢米其他の物資の江戸表輸送の重要性よりして、非常に密接なるものであつて、諸侯は河岸場

に對して多く保護免か、あるいは免租地すなわち御除地の特權を附與して保護を與えると共に、河岸場の支配監督を嚴重にしていた。山玉堂河岸も文化五年頃、舊來の免租が保護免に變化していることが報告されている。しかし、諸侯による河岸場の保護は、一面、河岸の船間屋にたいして義務の負擔となつた。運賃等その他輸送上の諸條件に對しての諸禁制が嚴重に命ぜられた。

諸侯のみでなく、宿驛町等の有力な地方都市は、各々河岸場を選定し、それを自己の外港として持つていた。これらの河岸場は宿驛より領主へ河岸場設立の願出により開設されたもので、開設された河岸の間屋は、宿驛の貨物輸送にたいし一つの特權を附與され、宿驛商人は勝手に貨物を指定河岸場以外の河岸へ出すことは出来なかつた。他方、河岸場の間屋もその宿驛の貨物に對しては、運賃上の責任を遂行する義務を負わされてゐた。それ故、物價高騰を原因として、運賃引上げを要求する間屋、船持船頭等の要求と、宿驛商人組合との間に訴訟提起が行われることも少くなかつた。かかる紛争の一例として、本庄宿と山玉堂河岸の文化五年の事件をあげることが出来る。

前述のごとく、本庄宿の外港として、一本木河岸は山玉堂河岸より、古くから、本庄宿商人により利用されていた。しかしながら、文化五年より三十年以前、すなわち、安永年間(一七七二年—一七八〇年)において、大洪水により川筋が變化し、一本木河岸は舟附場として不適當となつて來た。さらに、この

河岸場の條件の變化と共に、本庄宿の商人組合の事情(この事情は今日未だ明瞭でない)が加わつて、本庄宿町方は領主に願ひ出、一本木、中瀬南河岸よりやや上流にある山玉堂河岸を利用するに至つた。かくて、ここ三十年間、本庄宿商人組合は山玉堂河岸を利用して來た。ところが、文化五年に至ると、物價高騰を因として舟方より運賃引上げ要求が出され、これを機として山玉堂河岸間屋および船持船頭が本庄宿商人に對し、荷積條件の改善を要求するに至つた。山玉堂河岸二軒の間屋の所持船多き一軒の間屋が、本庄宿の載貨を拒否した。かくて、本庄宿商人組合の滞貨はおびたしい數量にのぼつた。水運による輸送は全く中絶した。事情がかくのごとく本庄宿商人にとつて不利になるに及んで、三十年來中絶していたところの、山玉堂河岸より下流の一本木河岸を河岸場として利用せんとする企圖がこころみられた。かかる事件が起きたことによつて、山玉堂河岸の他の間屋は本庄宿商人組合よりの荷物取扱が中止されたことを原因として自己の有していた取扱の特權がおかされるに至つたことを不法として起訴し、訴訟となつたが、本庄宿商人もこれに應訴した。この間の諸事情に關して、その推移が如何なるものであつたかは、史料の關係よりして不明であるが、かかる紛争の結果本庄宿商人組合は、山玉堂河岸との紛争を機として、積極的に、一本木河岸との關係の復活に努力した。かかる事件を直接の背景として、その過程の中に、本庄宿商人組合が一本木河岸間屋との間に取交せる議定書が作製された。

ま、ここで紹介せんとする史料がそれらであつて、これらの史料は河岸場と宿驛商人組合との關係復活をめぐる議定の性格を知り得るのみならず、河岸場の事情、さらに當時における本庄宿の諸事情の一端を知り得るものである。

山玉堂河岸間屋との紛争の結果、本庄宿商人は滞貨のおびただしきに悩み、一本木河岸間屋との間に、再び、運輸の契約を結ぶことに努力を向け、交渉の結果、史料第一として左に示す「差出申議定之事」という契約内容を、文化五年八月、一本木河岸船間屋惣代引請人彌三郎、六郎兵衛、友右衛門の連名にて、本庄宿商人就中惣代金藏、藤吉兩名宛(前者は濱松屋金藏、後者は油屋藤吉である)に提出せしめている。これには、牧西村世話人順五郎、五兵衛の兩名が添印し、立會保證している。

史料第一

差出申議定之事

一當一本木川岸之儀從往古諸荷物運送致來い處近年ニ相成川瀬等も不宜荷物入船も無之自然與問屋共も衰罷在い處此度御宿方御商人中荷物御積入被下いハ、再川岸之儀も取立儀相願候然上者御荷物引受藏場等念入相建且船付足場等丈夫ニ仕立并船賃賦賃等相究末、ニ至迄直上々不申出御請仕度趣申入い處御仲間中御相談之上右之通取極申い々條之趣

一運賃定 壹駄ニ付

三百七拾貳文

一 鹽運賃
一本木川岸より本庄迄 壹駄ニ付
夫々御荷主方迄附込 七拾貳文
四月より九月まで
是ハ農業等込合ハ節ニ付相増
一十月より三月迄 六拾四文
一 濱附 貳拾四文
一 問屋口錢藏敷之儀ハ無之
此義ハ是迄外川岸江御店より御取斗被下ハ通リ
一 駄賃之儀己來馬持勝手ニ相増ハ義爲致間敷無餘義筋ニハハ、
御相談仕可申
一 川岸より往來道筋藏敷相成ハ節者此方ニ而成丈々取繕申ハ而
御世話ニ懸申間敷候
一 出水之節藏場等水上々不申様心付御荷物大切ニ取扱可申ハ萬
一 川筋之模様ニ而水引惡罷成藏場船着等足場不立ハハ、是亦
早々引替差支不申様可致
一 此度荷物御積入被下候ニ付取繕當川岸之儀繁昌仕ハ上者外御
荷主方より御積入有之ハ共當宿之儀ハ格別ニ相心得出精無等
閑運送可申ハ萬事同様不相成様心付可申
一 當川岸之儀問屋七軒ニ御座ハ此度相談之上私共引受御世話仕
ハ上者何様御手支ニ不相成様取斗可申ハ若彼是ハ共我等引請
御世話掛々不申様可仕
一 此度御相談之上私共引請船持中取極ハ而御荷物運送無差支仕

前文之通相極出精仕ハ上者以後外川岸より荷物引請申度相願
ハ共少々御不勝手ニハ共御引替被下間敷ハ無據義出來ハハ、
御相談之上ニ而取斗可申ハ且亦船賃直上々之儀決而申出間敷
ハ御荷物通路宜敷儀第一ニ心懸末々至迄此度儀定之外勝手々
間敷儀申間敷ハ以後外川岸者不及申船手之者共より難澁等申
懸入込ハ筋ニ相成ハ連モ御荷物積送無差滞取斗餘事者私共引
請少々御世話懸々申間敷
一 前文相定ハ運賃之儀當時錢相場六貫七百文之釣リ合ニ而相極
置ハ得共以來格別之相庭違等御座ハハ、其節振合を以高下者
御相談之上取斗可申
右之通御相談之上相極ハ處相違無御座ハ爲後日連印書付差出申
所如件
文化五年
辰八月
一本木川岸
船問屋惣代引請人
彌三郎
六郎兵衛
友左衛門
右之趣私共立會相極ハ處相違無御座ハ依之添印差出申
牧西村
世話人
順五郎
五兵衛
本庄宿

商人中惣代

金藏殿
藤吉殿

史料第二

差出申儀定之事

宿驛商人の荷積作業の特權を失つてゐる河岸場は全くその生
命をたれたと同様であつて、一本木河岸の間屋も三十年間の
長きにわたりその例にもれず、全く衰微してゐた。その様な狀
態にある時に本庄宿よりの申込をうけたため、その喜び方がこ
の議定書中にかがえると共に、本庄宿商人組合にたいして非
常に有利な條件を提出し、契約してゐるのである。前文におい
て「御荷物引受藏場等念入相建且船付足場等丈夫ニ仕立」と河
岸場の諸設備構築に積極性を示すのみでなく、山王堂河岸紛争
の原因であつた運賃値上等については、「船賃駄賃等相究末々
ニ至迄直上々不申出御請仕度」と、確く船賃値上げをせざるこ
とを約束してゐる。本議定書の内容は、一は運賃、問屋口錢、
駄賃、等に關するもの、二は道路、藏場、等設備負擔に關する
もの、三は荷取扱に關するもの、等である。

第二の史料は、文化五年八月、第一の河岸場問屋よりの議定
書をうけた本庄宿商人組合は、本庄宿荷主中屋半兵衛、升屋武
右衛門、外商人惣代半兵衛三名の名にて、一本木河岸問屋御引
請惣代彌三郎、六郎兵衛、友右衛門三名にあてて、書き送られ
た「差出申儀定之事」であつて、これは第一の史料と同様、牧西
村順五郎、萬屋五兵衛兩名が立會保證してゐる。

利根川筋河岸場紛争

一 其川岸之儀者往古當宿より商内荷物上下共出荷致來ハ處近來
川瀬船附惡敷自然與出荷も相止ミ罷在ハ此所此度舟方より江戸
表積問屋ヲ以賃上々相願來ハ處荷主も諸方手廣之事故相談も
手間取彼是致ハ内荷支ニ相成無據其御許方江及相談ハ處何れ
とも出情之上運送可仕旨御承知被下以後は依之其許方より書
付を以御儀定被成ハ通御心得違無之様可被成
一 當宿之儀是迄山王堂川岸ハ荷揚致來ハ處此度前文一件ニ付荷
支ニ相成無據御頼申入ハ上者此以後者諸方一件和談相調ハと
も儀定之通相違無之上者以來外川岸江出荷仕ハ義決而仕間敷
ハ萬一右儀定異變仕ハハ、此書付を以御存分ニ御申立可被成
勿論問屋方ニおゐて法外之儀者在ハハ、外川岸江出荷仕ハ
間心得違等無之様御取斗可被成ハ爲後日儀定證文而如件
文化五年
辰八月
中屋 半兵衛印
本庄宿 荷主
外商人惣代
半 藏印
牧西村 世話人
右之趣私共立會相極ハ處相違無御座ハ依之添印差出申

て、牧西村世話人順五郎、五兵衛兩名が立會保證をしている。
史料第三

萬屋

順五郎

五兵衛

一本木河岸

問屋御引請 惣代

彌三郎殿

六郎兵衛殿

友右衛門殿

本議定書は、史料第一の間屋側より提出した契約書通り、運送を間違ひ無く行うべきことを要請し、「……運送可仕旨御承知被下置 依之其許方より書付を以御議定被成通御心得違無之様可被成」と、問屋側に對し、強く運送の圓滑なることを要望している。さらに、本庄宿商人組合としても、山玉堂河岸との間の調停が成立する場合にも、そこには將來出荷せず、又、その他の河岸への出荷も致さぬから、という契約を行つて

第三の史料は、右二つの史料と一聯の關係にあるもので、同時に作製されたものである。これは、本庄宿荷主桔梗屋權右衛門、中屋半兵衛、升屋武右衛門、松屋清藏、升屋源右衛門、釜屋五郎兵衛、日野屋吉左衛門、福井屋市郎兵衛、福島兵衛、その他商人中惣代油屋藤吉、濱松屋金藏より、上州島村船持惣代仁三郎、久米之助兩名宛に書かれた「議定一札之事」であつ

一江戸表より當宿商人江運送船積之儀先年者一本木川岸并中瀬河岸江揚來の所凡三十ヶ年以來町方勝手合ニ付山玉堂川岸江荷揚致の所此度於同川岸ニ故障之儀有之ハニ付尙亦右一本木川岸江荷揚致度同所問屋彌三郎方江荷請之儀相願の所早速承知ニ付右船積之義者隣村ニ而甚勝手宜ハ問其御村方江對談相濟御引請被下所然上者船積差支無之様御申合御出情可被下此方ニ而も一同申談置以來共一本木御村方議定之通諸事御相違無之上者山玉堂河岸者不及申外河岸江船積相願の儀者決而致間敷ハ尤世話人順五郎五兵衛兩人立會取究ハ上者少茂違變無之爲其加印一札差出申所仍如件

武州本庄宿

荷主

桔梗屋權左衛門

中屋半兵衛

舩屋武右衛門

松屋清藏

舩屋源右衛門

釜屋五郎兵衛

日野屋吉左衛門

福井市市郎兵衛

福嶋甚兵衛
右之外商人中惣代

油屋藤吉

濱松屋金藏

同州牧西村 世話人

須五郎

五兵衛

上州島村

船持惣代

仁三郎殿

久米之助殿

この史料は、當時利根川水運において重要な地位を占め、有力なる船持船頭の多かつた上州島村の船持船頭惣代仁三郎、久米之助兩名にあてて書かれたもので、既に、第一、第二の兩史料の如く、本庄宿商人組合と一本木河岸問屋との間に、運輸契約が成立をみているのであるが、さらに、本庄宿商人組合としては、實際の船持船頭に對して、再び紛争もなく、契約通りの運輸事業に従事することを要請したのは當然である。

以上ここに紹介した史料によつて、ほぼ本庄宿商人組合が、山玉堂河岸との紛争の結果、一本木河岸との間に、河岸場設定を復活するに至つた内容の概要を把握することが出來よう。か

利根川筋河岸場紛争

くて、一本木河岸は、本庄宿商人組合の河岸場として、運輸業務を依託され、本庄宿の外港として、貨物の集散地として、繁榮をとりもとしたのであり、河岸場がその背後にある宿驛町との關係が重要であり、それとの關係においてのみ河岸場の繁榮があり、一度その關係がたたれると、直ちに苦境に落入つてしまつたのである。一本木河岸は本庄宿の發展と極めて密接な關係にあり、本庄宿との關係がたたれず、しかも、本庄宿の徳川期の最盛期であつた文化、文政度を頂點として榮え、維新以後における近代的交通機關の整備の過程に、急速に崩壊しつつも、明治末期頃までつづいていた。(二八・二二・二〇)

(註一) 磯崎優前掲論文「地理學」第七卷第一號二一〇頁

(註二) 本庄宿と山玉堂河岸との文化五年の事件に關しては、すでに、磯崎氏の論文の中にふれられている。事件の發生を指示し、一例としてあげたにとゞまり、その詳細なる報告はなされてない(前掲論文「地理學」第七卷第一號二一〇頁)こゝで紹介せんとする若干の史料は、この文化五年の事件の經過の中に、書かれたものであつて、本事件の内容をより詳細につかみうる一つの史料であると思はれる。

(註三) 山玉堂河岸の間屋場であり、現在もその子孫が山玉堂村に在住してられる五十嵐氏の史料を拜見する機會が與えられなかつたのは残念であつた。山玉堂・一本木兩河

岸の紛争の具體的事情を明白に説明する史料が残存するかとも思うが、今はそれも得られぬまゝに、牧西村小川家文書のみを中心として述べておく。

(註四) 史料第一、「牧西村「小川家文書」」

(註五) 史料第二、「小川家文書」

(註六) 史料第三、「小川家文書」

附記

本調査に關し、牧西村小川省吾氏所藏の諸史料の借與を快諾され、種々便宜を與えられたことを深謝する。

武州一揆と農兵

安澤 秀 一

伊豆韭山の代官江川坦庵は吾國における兵制改革の先覺者であつて、反射爐による大砲鑄造の事蹟などによつても有名である。彼は弘化三年（一八四六）以來、再三農兵制について幕府に建白している。彼の建白は在命中には用いられる事がなかつたが、その意圖する所は、海防の中核に農兵を取立てて、農業の合間に砲術武術の稽古をさせ、非常の際に用いる、さすれば財政的な負擔を直接幕府乃至は諸侯が負う事なく、無用の費をなす事がないという點にあつた。

坦庵歿後（一八五五）、文久三年（一八六三）に至つて幕府は内外の事情に押されて、漸く農兵制の是非如何を有司に問うた。賛否交々であつた。賛するものの一人羽田十左衛門は、「後害無之第一之良策」であると積極的な態度を示している。

「平常は農業其外渡世百姓並にいたし、非常之節取締筋は勿論防戦とも爲心掛、御料組又は在組坏と唱、農兵立置候は、費も無之、非常備に可相成奉存候」云々

之に對して、「農兵不可然」とする木村政藏の論は次の様であ

武州一揆と農兵

る。

「此儀愚案には俄に一般農兵御取立之事に相成候へ、却而害を生し可申哉に奉存候」

害とは百姓を農兵などに取立てればやがて反抗する者も生ずるだらうという懸念を内容とする。併し絶対に反對するといふのではない。「身元宜もの、並右子弟等に而實直之者」を選んで武藝の稽古をさせる。この様に先ず陣屋代官の周圍に農民中より信頼出来る者を結集させた後、農兵制を採らうといふのである。

右の二つに代表される農兵制についての幕府役人の意見を徴した幕府自身の態度は、直には農兵制を採用しない。併し前述の木村政藏の意見を骨子として、先ず代官の周圍に農民の身元宜き者を結集させる方策をとつたのである。

併し實質的には、幕府は右の意見を徴する以前、文久二年以來、農兵を養成する途を開き、「兵賦」と稱して旗本御家人の領分から壯強の農民を選出せしめてこれを訓練していたのである。（大山敷太郎「農兵論」、E・H・ノ）

右に述べた様な事情を背景として、武藏國における農兵の一例を次に紹介しよう。

坦庵歿後、世襲代官である江川氏は引續きその職にあり、文久三年十一月に、「農兵御取立ニ付口達書之寫」を御代官江川太郎左衛門役所より廻付している。これによると、江川氏支配の地は、先代坦庵の建白もあつて、農兵取立について特別な